

令和 4 年 5 月 1 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01397

研究課題名(和文) 成年後見制度の利用促進に関する研究

研究課題名(英文) A Study of promoting use of the adult guardianship system

研究代表者

神野 礼斉 (Jinno, Reisei)

広島大学・人間社会科学研究科(法)・教授

研究者番号：80330950

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：認知症の高齢者の数は全国で600万人と推計されているが、成年後見制度の利用者数は約23万人にとどまっている。認知症の高齢者など判断能力の十分でない人々を支援するため、成年後見制度の利用者を増やすことが重要である。成年後見人が本人の財産を横領するケースが相次いでいる。成年後見人への継続的な支援のためには、自治体、家庭裁判所、弁護士会などの専門職団体の協力も必要である。成年後見人の職務は財産管理だけではない。本人の意思を尊重し、希望する生活を支援することが、成年後見制度の本来の目的である。成年後見制度のメリットを感じられるようにすることがその利用促進の鍵となるであろう。

研究成果の学術的意義や社会的意義

平成11年の成年後見制度改革の背景には、我が国における高齢社会への対応と障害者福祉充実の要請があった。その意味において、成年後見制度は、一定の資産を有する高齢者の財産保護のみを目的とするものではない。新しい成年後見制度においては、資産を有しない高齢者や障害者の年金を保護・管理し、また、居住環境の整備、医療・介護の手配といった身上面での保護を行うこともその重要な責務となる。したがって、成年後見制度は、判断能力の減退した高齢者や障害者があまねくスムーズに利用できる制度でなければならない。成年後見制度の利用促進は喫緊の課題なのである。

研究成果の概要(英文)：The number of people using the adult guardianship system still stands at only about 230,000, although there are estimated to be 6 million elderly people with dementia in the nation. It is crucial to increase the number of people using the adult guardianship system, to support elderly people with dementia and others who lack sufficient ability to their own decisions. There is succession of cases in which guardians embezzle the assets of their wards. To extend continued support to guardians, the organization of personnel with expertise, such as local governments, family courts and bar association, need to cooperate. The tasks of guardians are not limited to asset management. Respecting the wishes of wards and supporting their livelihoods are the original purpose of the system. Making people understand the merits of the system will be the key to promote its use.

研究分野：民法

キーワード：成年後見 任意後見 医療同意 市民後見人 インフォームドコンセント 世話法 障害者権利条約 後見制度支援預貯金

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 平成12年に新しい成年後見制度が施行されて18年が経過した。従来の禁治産・準禁治産制度の時代に比べて利用件数は大幅に増加したが、実際に法的援助を必要とする人々の数からすれば、その利用はいまだ不十分であることが指摘されている。また、近年、成年後見人による横領等の不正事件も多発しており、制度そのものが抱える課題も少なくない。

(2) このような諸課題に対応すべく、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下、「利用促進法」という)が施行された。利用促進法は、新制度の施行後に明らかとなってきた成年後見制度の諸問題を踏まえて、成年後見制度の今後の利用促進について、その基本的な理念や方向性を定めたものである。利用促進法が掲げる3つの根本理念は、ノーマライゼーション、自己決定の尊重、身上の保護の重視である(3条1項)。利用促進法は、民法上の成年後見制度のあり方にも少なからぬ影響を与えるものと思われ、民法研究者の立場からもこれについて一定の検討を加えることには意義があるように思われた。

### 2. 研究の目的

(1) 利用促進法11条は、成年後見制度の利用促進に関する施策として検討すべき事項を「基本方針」として明記している。また利用促進法12条では、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画」(以下、「基本計画」という)を定めるとしており、平成29年3月、この「基本計画」が閣議決定された。本研究では、この「基本方針」ならびに「基本計画」の内容に沿って、1で述べた問題意識の下に、ドイツ法なども参考に、わが国における成年後見制度の利用促進のための施策について検討ならびに提言を行うことを目的とするものである。

(2) 現在の法定後見制度の3類型別の利用状況をみると、後見類型の増加が突出しており、各人の判断能力に応じた制度の柔軟化・弾力化という当初の改正の理念(上記の、の理念)は必ずしも実現されていないように思われる。また、成年後見制度の申立ての動機としては、預貯金の管理など財産管理を目的とする利用が圧倒的に多い。しかし、障害者権利条約25条は、障害者は差別なく医療や保健などの健康サービスにアクセスできなければならないとしており、その意味では、身寄りがいない障害者や高齢者に対する成年後見人による身上保護は重要な役割を果たす(上記のの理念)。現行の成年後見制度は、現在の社会状況に対応する現代的な成年後見制度への転換が迫られている。本研究は、利用促進法が掲げる3つの根本理念を基礎として、現行の成年後見制度の内容ならびに運用を問い直そうとするものである。

### 3. 研究の方法

(1) 利用促進法が掲げる3つの根本理念は、ノーマライゼーション、自己決定の尊重、身上の保護の重視である。本研究では、これらの理念を実現すべく定められた「基本方針」(利用促進法11条)ならびに「基本計画」(12条)の内容に沿って、現行法の問題点を洗い出すとともに、ドイツ法なども参考に、わが国における成年後見制度の利用促進のための施策について検討ならびに提言を行う。

(2) 具体的には、保佐および補助の制度の利用促進、医療等に係る意思決定が困難な者への支援、任意後見制度の積極的な活用、住民の需要に応じた利用の促進(市町村長申立ての活用など)、地域において成年後見人等となる人材(市民後見人など)の確保、関係機関等における体制の整備について、検討・提言を行う。

### 4. 研究成果

(1) 学説においては、後見類型の利用を大幅に縮小し、保佐類型を中心に据えるべきとの見解がある。この見解は、保佐類型において民法13条所定の重要な財産行為について一律に取消しの対象とすることは止め、本人が必要とする行為についてのみ同意権(取消権)や代理権を付与すべきとする。更に進めて、後見類型と保佐類型を廃止して、補助類型に一元化すべきとの見解もある。現行法上、最も障害の程度の軽い人を対象とする補助を開始するには本人の同意が必要とされるが(民法15条2項)、この見解は、補助に一元化した場合は様々な程度の障害の人を対象にすることになるので、この同意の要件は削除し(本人の同意がなくても開始できる)、他方で、本人が必要とする行為についてのみ同意権(取消権)や代理権を付与すべきとする。ドイツの成年後見制度である「世話法」は、「世話」という一元的制度であって、法定の類型に区別はない。ドイツの世話制度においては、原則において、個別の事務についてのみ「世話人」という成年後見人が選任され、世話人が選任されても本人の行為能力は原則において制限されない。必要な場合に限って「同意の留保命令」によって個別の事務について世話人の同意を要するという形で行為能力が制限されるにすぎない。このようなドイツ流の一元論の採用も将来の検

討課題である。

(2) 医療の意思決定プロセスについては、いまだ特別な法律は存在せず、行政や学会等によって多くの公的な指針（ガイドライン）が作成されつつある。比較的新しいものとして、令和元年5月の厚生労働省による「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」がある。本ガイドラインは、成年後見人の権限には医療同意権は含まれないことを前提に、意思決定が求められる時点で本人の意思が確認できない場合、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行うことなどを内容とするものである。しかし、ガイドラインは法規範性を有するものではない。患者の代理人が法律上明確にされれば、患者に同意能力がない場合、医師は医療行為の開始・継続・終了について、患者の代理人と共同で決定することができる。このような医師と患者の代理人との対話は、医師の負担の軽減にもつながりうるように思われる。

(3) 近年、法定後見開始の申立てをした親族に対する対抗措置として、他の親族が任意後見契約を締結する事例がみられる。親族間での激しい対立の中で本人の財産管理の主導権を握る目的で締結される任意後見契約は、任意後見制度の本来の趣旨からはほど遠いものである。老後に備える事前措置としての任意後見制度は、より若い年齢で締結されることが望ましいといえようが、事実上の代理で事が済んでいる間は、成年後見制度の利用までは考えず、親族間での対立が生じたり、金融機関や病院から正当な代理人を要求されて初めて、成年後見制度の利用を検討するというのが現状であろう。任意後見についての周知活動を強化するとともに、早期の段階からの制度利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等も強化する必要がある。また、濫用的な任意後見契約の締結を防止するために、公証人による受任者の適格性の判断のほか、複数の者と任意後見契約を締結し、複数受任者が共同で代理権を行使する方法もある。また、任意後見受任者の選択肢を、これまでの親族や専門職に加えて、社会福祉協議会やFPIC（家庭問題情報センター）などに拡大していくことも有益ではなかろうか。なお、今後は地域連携ネットワークが構築されることによって、濫用が疑われる任意後見や委任契約の早期発見、それに対する市町村長による法定後見の申立てといった対応もありえよう。

(4) ドイツでは、成年後見は国家による保護義務の問題とされ、裁判所は職権で調査しなければならず、成年後見の必要性を把握すれば直ちに手続を開始しなければならない（ドイツ民法1896条1項参照）。現在のドイツの世話制度の利用者は130万人にのぼる。我が国の成年後見制度は、職権主義ではなく、申立主義を採用している。平成11年改正の議論においては、家庭裁判所による職権開始の制度を設けるべきとの意見もあった。しかし、改正法は、従来どおり、一般的に本人の保護を図るであろう近親者、成年後見人等を本人以外の請求権者として規定し、これに加えて、本人の保護を図る観点から、市町村長の申立権を設けることにして、職権開始の制度は採用しなかった。立案担当者は、市町村長申立権の適切な行使によって、実質的には、職権開始と同等の手当てがなされたものと考えた。身寄りのない高齢者や障害者の法的保護を実現するために、市町村長申立ての果たす役割は大きい。

(5) 市民後見人の活躍が期待されるケースとしては、財産管理面において多額の管理財産や負債がなく、不動産等の処分を伴わないこと、身上監護面において、コミュニケーション・対人援助等に専門的技術を必要としないこと、虐待や権利侵害など、本人の権利を救済すべき急迫した事情がないこと、親族との係争がないこと、当該地域に根ざした後見活動が可能であること、後見事務にかかる実費を本人の資産で賄うことができることなどが考えられる。市民後見人の養成・援助については、ドイツの世話協会の活動も参考になるように思われる。世話協会は各州にあり、現在、ドイツ国内に約800の世話協会があるといわれる。親族世話人も含めて、ボランティアで活動するいわゆる名誉職世話人たちは、世話協会による専門的・組織的な援助を受ける。ドイツの世話協会において世話人に対する指導・教育上重要とされているのは、名誉職世話人の中から半職業的な世話人を作り出すことではなく、素人の観点をできるだけ受け入れることだとされる。我が国においても市民後見人の特性を生かすためには、このような視点も重要ではなかろうか。

(6) 関係機関等における体制の整備

地域連携ネットワークとは、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにするための地域体制であり、中核機関とは地域連携ネットワークの中核となる機関であるが（市町村や社会福祉協議会などがその役割を担う）成年後見人による不正防止のためには家庭裁判所と金融機関の連携、任意後見制度普及については中核機関と公証人役場との連携なども考えられ、早急なネットワークと構築が望まれる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 神野礼斉	4. 巻 -
2. 論文標題 認知症患者をめぐる医事法上の問題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 甲斐克則編『精神科医療と医事法』（信山社）	6. 最初と最後の頁 281-302
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神野礼斉	4. 巻 -
2. 論文標題 成年後見制度の規律と支援	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 二宮周平編『現代家族法講座 第4巻 後見・扶養』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 59-86
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 フォルカ・リップ=神野礼斉（訳）	4. 巻 -
2. 論文標題 グローバルな視野からみた成年後見法の最近の趨勢	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 フォルカ・リップ=新井誠（編訳）『人間とその権利 - ドイツ私法学における理論と実践』	6. 最初と最後の頁 263-271
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神野礼斉	4. 巻 87
2. 論文標題 遺言能力と後見開始の審判 東京地裁平成29年12月21日判決	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 実践成年後見	6. 最初と最後の頁 77-84
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神野礼斉	4. 巻 156
2. 論文標題 特別縁故者への相続財産分与における考慮要素	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 88-96
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 判例研究委員会 / 神野礼斉 (分担執筆)	4. 巻 18
2. 論文標題 成年後見裁判例回顧 (平成27・28年)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 成年後見法研究	6. 最初と最後の頁 99-102
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神野礼斉	4. 巻 43
2. 論文標題 ドイツにおける医療契約	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 97-121
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神野礼斉	4. 巻 16
2. 論文標題 患者の身体拘束の要件に関するドイツ連邦憲法裁判所判決	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 広島法科大学院論集	6. 最初と最後の頁 283-300
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神野礼育	4. 巻 96
2. 論文標題 任意後見人としての適格性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 実践成年後見	6. 最初と最後の頁 116-123
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神野礼育	4. 巻 2502
2. 論文標題 任意後見契約法10条1項にいう「本人の利益のため特に必要があると認めるとき」の意義	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 144-149
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神野礼育	4. 巻 157-6
2. 論文標題 任意後見と法定後見との関係	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 192-197
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 神野礼育	4. 巻 2481
2. 論文標題 民法916条にいう『その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知ったとき』の意義	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 108-113
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計5件

1. 著者名 菊池馨実ほか（編） / 神野礼斉（分担執筆）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 全国社会福祉協議会	5. 総ページ数 18/330
3. 書名 権利擁護を支える法制度 / 刑事司法と福祉（社会福祉学習双書2021）	

1. 著者名 小川富之（編） / 神野礼斉（分担執筆）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 30/271
3. 書名 ユーリカ民法5 親族・相続	

1. 著者名 加藤新太郎ほか（編） / 神野礼斉（分担執筆）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 4/306
3. 書名 実務精選120 離婚・親子・相続事件判例解説	

1. 著者名 菊池馨実ほか（編） / 神野礼斉（分担執筆）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 全国社会福祉協議会	5. 総ページ数 20/351
3. 書名 法学 権利擁護と成年後見制度更生保護制度（改訂第10版）	

1. 著者名 菊池馨実ほか(編) / 神野礼斉(分担執筆)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 全国社会福祉協議会	5. 総ページ数 20/338
3. 書名 権利擁護を支える法制度 / 刑事司法と福祉 (社会福祉学習双書2022)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関